

## 抵当権解除登記手続き

### Release of Mortgage

#### 必要書類

リベリアにおいて設定登記された抵当権を、解除登記する場合の必要書類は下記のとおりです。

#### 1) 抵当権解除書類 "Release of Mortgage" (原本 2 部)

- 抵当権者“Mortgagee”による署名・公証済みのもの
  - ※署名の認証は、公証の代わりにリベリアスペシャルエージェントによるものも可
- 解除登記を行う抵当権の設定登記時の詳細として、下記の項目を必ず記載ください。
  - a) 抵当権設定書類の日付
  - b) 登記日時
  - c) 登記台帳番号およびページ番号

※変更登記“Amendment”や抵当権譲渡登記“Assignment”、船主変更時引継登記“Assumption”等がされている場合は、その詳細として、下記の項目も併せて記載ください。

- a) 登記された書類の日付
- b) 登記日時
- c) 登記台帳番号およびページ番号

#### 2) 抵当権者 “Mortgagee” 署名権限確認書類 (委任状 “Power of Attorney”) (原本 1 部)

- 抵当権者“Mortgagee”発行の、抵当権解除書類に署名するための権限を確認するもの
- 公証もしくは、リベリアスペシャルエージェントが署名認証したもの
- 抵当権解除登記日より遡って 3 か月以内に発行されたもの
- 署名権限確認書類には、解除登記を行う抵当権の設定登記時の詳細として、下記の項目を含めてください。
  - a) 抵当権設定書類の日付もしくは登記日時
  - b) 登記台帳番号およびページ番号

- 署名権限確認書類の署名者は、抵当権解除書類に署名される方とは別の方とされることをお勧めいたします。
- 抵当権者“Mortgagee”が日本法人で、署名権限確認書類のご署名を、法人代表印を用いて行われる場合は、印鑑証明書の原本 1 部を併せてご提出ください。

### 書類提出先・提出時期

- ・ ドラフト  
登記に必要な項目を満たしているかどうかを事前に確認するため、すべての書類のドラフトを、登記に先だって、リスカジャパン宛メールでご提出ください。
- ・ 原本  
事前確認が済みましたら、署名・公証などをお手配の上、各書類原本を、遅くとも登記日当日までに、リスカジャパンまでご提出ください。

### 費用

\$250.00

### 登記に要する日数

ご希望日当日に完了

以上